

# 岐阜市貨物自動車運送事業支援金

燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者の方へ、  
支援金を給付します！

## 給付対象者

- ・ 中小企業者※であること。
- ・ 貨物自動車運送事業を行う者であること。
- ・ 市内に営業所を有していること。
- ・ 支援金を受給した後も貨物自動車運送事業を継続すること。

※中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の法人、個人事業主が該当します。

## 給付の対象となる自動車

令和4年9月30日に次に掲げる要件を全て満たす自動車※とする。

- ・ 市内に使用の本拠の位置を有すること。
- ・ 有効な自動車検査証の交付を受けていること。
- ・ 貨物自動車運送事業の用に供するものであること。

※霊きゅう自動車、二輪の自動車及び被けん引車を除く。

## 支援金額

車両の区分	1台当たりの支援金の額
軽自動車	1,750円
小型車（最大積載量 2 t 以下）	2,500円
中型車（最大積載量 2 t 超 5 t 以下）	9,750円
大型車（最大積載量 5 t 超）	17,000円

申請期間 令和4年12月23日（金）～  
令和5年1月31日（火） ※当日消印有効

### 【問合せ・申請先】

岐阜市 経済部 商工課 電話 058-214-2359

受付時間／8:45～17:30（土日祝日を除く）

郵送先：〒500-8701 岐阜市司町40番地1



## 申請受付期間・申請方法

申請期間：令和4年12月23日(金)～令和5年1月31日(火) ※当日消印有効

申請方法：郵送または窓口による申請 郵送先：〒500-8701 岐阜市司町40番地1

※申請書類は簡易書留など追跡できる方法で郵送してください。

## 申請書類

- ・岐阜市貨物自動車運送事業支援金給付申請書（様式第1号）
- ・給付対象自動車一覧（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・給付対象自動車の自動車検査証の写し
- ・発行の日から3か月以内の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し または 直近の事業年度の法人税確定申告書（別表一）の写し（給付対象者が法人である場合に限る。）
- ・運転免許証、健康保険等の被保険者証、個人番号カードの表面その他の本人確認ができる書類の写し（給付対象者が個人事業主である場合に限る。）
- ・振込先口座通帳の写し（※表紙および表紙をめくった見開きの写し。）

※審査の過程で、追加の書類を求める場合があります。

申請様式ダウンロードはこちら

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/sangyoushinkou/1005687/1019178.html>



## 申請・支給の流れ

①申請書の提出



②審査（要件に合致しているか書類審査⇒不備・不明な点は照会あり。）  
※照会には必ず対応してください。



③交付決定後、通知を発送



④指定口座への振込（指定の口座へ振込通知等はありません。  
決定通知受領後、口座の入金状況を確認してください。）